

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法の一部を改正する告示 新旧対照条文
 ○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和四十八年二月環境庁告示第十四号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案 現 行

<p>試料液</p> <p>イ 汚泥及び水底土砂にあつては、有姿のまま採取し、小石等の異物を除去したものとす。</p> <p>ロ 汚泥を処分するために処理したもののうち、粒径五ミリメートル以下のものにあつては有姿のまま採取したものとし、それ以外のものにあつては有姿のまま採取し、粉碎した後、日本工業規格Z八八〇一（一九九四）に定める網ふるい（目開きが〇・五ミリメートルのもの及び四・七五ミリメートルのもの）を用いて粒径が〇・五ミリメートル以上五ミリメートル以下となるようにしたものとする。</p> <p>イ 無機性の汚泥（水溶性のものを除く。）又は無機性の水底土砂にあつては、試料に溶媒（水（日本工業規格K〇五五七（一九九八）に規定するA三又は</p>	<p>第一 検液の作成</p> <p>一 水底土砂等（汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・ジクロロエチレン、シス―一・二・ジクロロエチレン、一・一・トリクロロエタン、一・一・二・トリクロロエタン、一・三・ジクロロプロペン、ベンゼン及び一・四・ジオキサン（以下「揮発性物質」という。）の検定に係るものを除く。）並びに水底土砂（揮発性物質又は有機塩素化合物の検定に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る検液は、次の表に掲げる方法により試料の作成、試料液の調製及び当該水底土砂等に含まれる金属等（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一上欄に掲げる物質をいう。以下同じ。）の溶出の操作を行つて得られた懸濁液を三千重力加速度で二十分間遠心分離した後、孔径一マイクロメートルのメンブランフィルター（第二の表の上欄に掲げる物質に対して吸着が起らない材質のものに限る。）を用いてろ過した溶液から検定に必要な量を正確に計り取つて作成するものとす。</p>
<p>試料液</p> <p>イ 汚泥及び水底土砂にあつては、有姿のまま採取し、小石等の異物を除去したものとす。</p> <p>ロ 汚泥を処分するために処理したもののうち、粒径五ミリメートル以下のものにあつては有姿のまま採取したものとし、それ以外のものにあつては有姿のまま採取し、粉碎した後、日本工業規格Z八八〇一（一九九四）に定める網ふるい（目開きが〇・五ミリメートルのもの及び四・七五ミリメートルのもの）を用いて粒径が〇・五ミリメートル以上五ミリメートル以下となるようにしたものとする。</p> <p>イ 無機性の汚泥（水溶性のものを除く。）又は無機性的ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数</p>	<p>第一 検液の作成</p> <p>一 水底土砂等（汚泥及び汚泥を処分するために処理したもの（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、一・二・ジクロロエタン、一・一・ジクロロエチレン、シス―一・二・ジクロロエチレン、一・一・トリクロロエタン、一・一・二・トリクロロエタン、一・三・ジクロロプロペン及びベンゼン（以下「揮発性物質」という。）の検定に係るものを除く。）並びに水底土砂（揮発性物質又は有機塩素化合物の検定に係るものを除く。）をいう。以下同じ。）に係る検液は、次の表に掲げる方法により試料の作成、試料液の調製及び当該水底土砂等に含まれる金属等（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行令第五条第一項に規定する埋立場所等に排出しようとする金属等を含む廃棄物に係る判定基準を定める省令別表第一上欄に掲げる物質をいう。以下同じ。）の溶出の操作を行つて得られた懸濁液を孔径一マイクロメートルのグラスファイバーフィルター（GFP）を用いてろ過した後の溶液（ろ過が著しく困難な場合は、当該懸濁液を毎分約三千回転で二十分間遠心分離した後の上澄み液）から検定に必要な量を正確に計り取つて作成するものとす。</p>

ハ イ及びロにおいて用いる容器の容積は溶媒のおおむね二倍とする。

常温（おおむね摂氏二十度）常圧（おおむね一気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約二百回に振とう幅を四センチメートル以上五センチメートル以下に調整したものを）を用いて、六時間連続して水平振とうする。

ロ イに掲げる廃棄物以外の水底土砂等にあつては、試料（単位グラム）と溶媒（水）（単位ミリリットル）とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。

四のものをいう。以下同じ。）を加え、その混合液（単位ミリリットル）に含まれる固型分（単位グラム）の重量体積比が三パーセントとなるようにし、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。

備考
(略)

二 廃酸又は廃アルカリに係る検液は、有姿のまま採取した試料から必要な量（二百ミリリットル以上とする。）を共栓付メスシリンダー（容量一リットルのもの）に正確に計り取り、これに水を加えて全量を一リットルとし、この試料液を激しく振り混ぜて均質な状態とした後速やかに検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。ただし、揮発性物質の検定に係る廃酸又は廃アルカリにあつては、有姿のまま採取した試料（別表第二の（三）イ試料の取扱いに準じて取り扱う。）を検液とする。

第二 検定の方法

検定は、第一の検液、有機塩素化合物又は揮発性物質の検定に係る水底土砂並びに揮発性物質の検定に係る汚泥及び汚泥を処分するための処理したものにつき、次の表の各号上欄に掲げる金属等の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げる方法により当該検液、当該水底土砂、当該汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものに含まれる金属等の重量（単位ミリグラム）を求めるところにより行うものとする。

一・二 (略)

を七・八以上八・三以下となるようにしたもの）を加え、その混合液（単位ミリリットル）に含まれる固型分（単位グラム）の重量体積比が三パーセントとなるようにし、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。

ロ イに掲げる廃棄物以外の水底土砂等にあつては、試料（単位グラム）と溶媒（純水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が七・八以上八・三以下となるようにしたもの）（単位ミリリットル）とを重量体積比十パーセントの割合で混合し、かつ、その混合液が五百ミリリットル以上となるようにしたものとする。

常温（おおむね摂氏二十度）常圧（おおむね一気圧）で振とう機（あらかじめ振とう回数を毎分約二百回に振とう幅を四センチメートル以上五センチメートル以下に調整したものを）を用いて、六時間連続して振とうする。

備考
(略)

二 廃酸又は廃アルカリに係る検液は、有姿のまま採取した試料から必要な量（二百ミリリットル以上とする。）を共栓付メスシリンダー（容量一リットルのもの）に正確に計り取り、これに純水を加えて全量を一リットルとし、この試料液を激しく振り混ぜて均質な状態とした後速やかに検定に必要な量を正確に計り取って作成するものとする。ただし、揮発性物質の検定に係る廃酸又は廃アルカリにあつては、有姿のまま採取した試料（別表第二の（三）イ試料の取扱いに準じて取り扱う。）を検液とする。

第二 検定の方法

検定は、第一の検液、有機塩素化合物又は揮発性物質の検定に係る水底土砂並びに揮発性物質の検定に係る汚泥及び汚泥を処分するための処理したものにつき、次の表の各号上欄に掲げる金属等の種類ごとにそれぞれ当該各号下欄に掲げる方法により当該検液、当該水底土砂、当該汚泥又は当該汚泥を処分するために処理したものに含まれる金属等の重量（単位ミリグラム）を求めるところにより行うものとする。

一・二 (略)

一七 ム又はその化合物	一四 ク 一六	一三 物 ふつ	一二 又はその化合物	一一 はその化合物	一〇 物 塩素化合物	九 化 ニル	八 化合物	七 はその化合物	六 物 ロム化合物	五 有機りん化合物	四 物 その鉛又は化合物	三 物 ウムの化合物
日本工業規格K〇一〇二二(二〇〇八)の六十五・一に定める方法	(略)	日本工業規格K〇一〇二二(二〇〇八)の三十四に定める方法	日本工業規格K〇一〇二二(二〇〇八)の五十三に定める方法	日本工業規格K〇一〇二二(二〇〇八)の五十二に定める方法	(略)	水質環境基準告示付表三に掲げる方法又は日本工業規格K〇〇九三(二〇〇六)に定める方法	日本工業規格K〇一〇二二(二〇〇八)の三十八に定める方法(日本工業規格K〇一〇二二(二〇〇八)の三十八・一・一に定める方法を除く。)	日本工業規格K〇一〇二二(二〇〇八)の六十一に定める方法	日本工業規格K〇一〇二二(二〇〇八)の六十五・二に定める方法	排水基準告示付表一に掲げる方法又は日本工業規格K〇一〇二二(二〇〇八)の三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表二に掲げる方法)	日本工業規格K〇一〇二二(二〇〇八)の五十四に定める方法	日本工業規格K〇一〇二二(二〇〇八)の五十五に定める方法

一七 ム又はその化合物	一四 ク 一六	一三 物 ふつ	一二 又はその化合物	一一 はその化合物	一〇 物 塩素化合物	九 化 ニル	八 化合物	七 はその化合物	六 物 ロム化合物	五 有機りん化合物	四 物 その鉛又は化合物	三 物 ウムの化合物
日本工業規格K〇一〇二二(一九九八)の六十五・一に定める方法	(略)	日本工業規格K〇一〇二二(一九九八)の三十四に定める方法	日本工業規格K〇一〇二二(一九九八)の五十三に定める方法	日本工業規格K〇一〇二二(一九九八)の五十二に定める方法	(略)	水質環境基準告示付表三に掲げる方法又は日本工業規格K〇〇九三(一九九五)に定める方法	日本工業規格K〇一〇二二(一九九八)の三十八に定める方法(日本工業規格K〇一〇二二(一九九八)の三十八・一・一に定める方法を除く。)	日本工業規格K〇一〇二二(一九九八)の六十一に定める方法	日本工業規格K〇一〇二二(一九九八)の六十五・二に定める方法	排水基準告示付表一に掲げる方法又は日本工業規格K〇一〇二二(一九九八)の三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、排水基準告示付表二に掲げる方法)	日本工業規格K〇一〇二二(一九九八)の五十四に定める方法	日本工業規格K〇一〇二二(一九九八)の五十五に定める方法

一八ケルニツ その又は 物その化合	日本工業規格 K〇一〇二(二〇〇八)の五十九に定める方法
一九ジウム又 はその化合 物	日本工業規格 K〇一〇二(二〇〇八)の七十に定める方法
二〇〇三 セレン又はその 化合物	(略)
三三 四一 キサン	水質環境基準告示付表七に掲げる方法(ただし、装置の感度が十分得られる場合は、試料量を範囲で変更してもよい。活性炭カートリッジカラムの上部にカートリッジ型 ODS カラム又はポリスチレン樹脂充填カラムを装着することとする。)
備考	汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂の検定に係る第一四号、第一五号、第二〇号から第二七号まで、第三一号及び第三三号の下欄に掲げる方法(別表第二に定めるものを除く。)の試験操作については、試料の取扱い、試料の作成及び検液の調製を別表第二(三)イ、ロ及びハの規定により行うものとし、試験操作に用いる水は日本工業規格 K〇五五七(一九九八)に規定する A三又は A四のものとする。

別表第一

(-) 試薬

イ 硫酸第二鉄アンモニウム溶液

ホ 硫酸第二鉄アンモニウム溶液

(容量五百ミリリットルのもの)に採り、水百ミリリットルを加え、内容を緩くかき混ぜながら硝酸二百八十八ミリリットルを加え、水で標線まで薄めたもの

ト 塩素イオン標準液

塩化ナトリウム(容量分析用標準試料) 〇・三二九六グ

一八ケルニツ その又は 物その化合	日本工業規格 K〇一〇二(一九九八)の五十九に定める方法
一九ジウム又 はその化合 物	日本工業規格 K〇一〇二(一九九八)の七十に定める方法
二〇〇三 セレン又はその 化合物	(略)
備考	汚泥、汚泥を処分するために処理したもの及び水底土砂の検定に係る第一四号、第一五号、第二〇号から第二七号まで、第三一号の下欄に掲げる方法(別表第二に定めるものを除く。)の試験操作については、試料の取扱い、試料の作成及び検液の調製を別表第二(三)イ、ロ及びハの規定により行うものとし、試験操作に用いる水は日本工業規格 K〇一〇二(一九九五)の二の(八)に定めるものとする。

別表第一

(-) 試薬

イ 硫酸第二鉄アンモニウム溶液

ホ 硫酸第二鉄アンモニウム溶液

(容量五百ミリリットルのもの)に採り、純水百ミリリットルを加え、内容を緩くかき混ぜながら硝酸二百八十八ミリリットルを加え、純水で標線まで薄めたもの

ト 塩素イオン標準液

塩化ナトリウム(容量分析用標準試料) 〇・三二九六グ

(三) (二)

イ 試験操作
ヘキサン抽出

有姿のまま採取した試料から小石等の異物を除去し、均質な状態としたもの二十五グラムを共栓付三角フラスコ（容量二百ミリリットルのもの）に正確に計り取り、これにヘキサン五十ミリリットルを加えて五分間振り混ぜた後、三重力加速度で十分間遠心分離を行い、ヘキサン層を分液ロート（容量二百ミリリットルのもの）に移し、残留物を元の共栓付三角フラスコに戻し、ヘキサン五十ミリリットルを加え、同様の抽出操作を繰り返して、分離したヘキサン層を先の分液ロートに合わせる。次にヘキサン層を水十ミリリットルで水洗いし、十分に水を分離した後、共栓付三角フラスコ（容量百ミリリットルのもの）であらかじめ乾燥したものに移し、少量の硫酸ナトリウム（無水）を加えて脱水する。次に脱水したヘキサン溶液を全量フラスコ（容量百ミリリットルのもの）に移し、残留物を少量のヘキサンで洗い、洗液を全量フラスコに合わせ、ヘキサン溶液をヘキサンで標線まで薄める。

ロ 水による逆抽出

全量フラスコからヘキサン抽出液十ミリリットル以上五十ミリリットル以下を分液ロートA（容量百ミリリットルのもの）に正確に計り取り、ソジウムピフェニル有機溶媒溶液十ミリリットルを加え、ヘキサン溶液に青緑色が残ることを確認した後（青緑色が消える場合は、更にソジウムピフェニル有機溶媒溶液十ミリリットルを加える。）、室温で五分間放置する。次にこのヘキサン溶液に水二十ミリリットルを加えて振り混ぜ、更に硝酸溶液（五モル毎リットル）十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、水層を分液ロートB（容量百ミリリットルのもの）に移し、これにヘキサン二十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、水層を全量フラスコ（容量五十ミリリットルのもの）に移す。分液ロートAのヘキサン層に水十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、分離した水層を分液ロ

(三) (二)

イ 試験操作
ヘキサン抽出

有姿のまま採取した試料から小石等の異物を除去し、均質な状態としたもの二十五グラムを共栓付三角フラスコ（容量二百ミリリットルのもの）に正確に計り取り、これにヘキサン五十ミリリットルを加えて五分間振り混ぜた後、毎分約三千回転で十分間遠心分離を行い、ヘキサン層を分液ロート（容量二百ミリリットルのもの）に移し、残留物を元の共栓付三角フラスコに戻し、ヘキサン五十ミリリットルを加え、同様の抽出操作を繰り返して、分離したヘキサン層を先の分液ロートに合わせる。次にヘキサン層を純水十ミリリットルで水洗いし、十分に水を分離した後、共栓付三角フラスコ（容量百ミリリットルのもの）であらかじめ乾燥したものに移し、少量の硫酸ナトリウム（無水）を加えて脱水する。次に脱水したヘキサン溶液を全量フラスコ（容量百ミリリットルのもの）に移し、残留物を少量のヘキサンで洗い、洗液を全量フラスコに合わせ、ヘキサン溶液をヘキサンで標線まで薄める。

ロ 水による逆抽出

全量フラスコからヘキサン抽出液十ミリリットル以上五十ミリリットル以下を分液ロートA（容量百ミリリットルのもの）に正確に計り取り、ソジウムピフェニル有機溶媒溶液十ミリリットルを加え、ヘキサン溶液に青緑色が残ることを確認した後（青緑色が消える場合は、更にソジウムピフェニル有機溶媒溶液十ミリリットルを加える。）、室温で五分間放置する。次にこのヘキサン溶液に純水二十ミリリットルを加えて振り混ぜ、更に硝酸溶液（五モル毎リットル）十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、水層を分液ロートB（容量百ミリリットルのもの）に移し、これにヘキサン二十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、水層を全量フラスコ（容量五十ミリリットルのもの）に移す。分液ロートAのヘキサン層に純水十ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置した後、分離した水層を分

ラムを全量フラスコ（容量千ミリリットルのもの）に正確に計り取り、水で標線まで薄め、更にこのうち五十ミリリットルを全量フラスコ（容量五百ミリリットルのもの）に正確に計り取り、水で標線まで薄めたもの（この溶液一ミリリットルは塩素イオン二十マイクログラムを含む。）

ラムを全量フラスコ（容量千ミリリットルのもの）に正確に計り取り、純水で標線まで薄め、更にこのうち五十ミリリットルを全量フラスコ（容量五百ミリリットルのもの）に正確に計り取り、純水で標線まで薄めたもの（この溶液一ミリリットルは塩素イオン二十マイクログラムを含む。）

1 ト B に合わせて振り混ぜ、静置した後、水層を先の全量フラスコに合わせ、水で標線まで薄める（濁りがある場合は、ろ紙五種 B を用いてろ過した後、薄める。）。

ニハ (略) 吸光度の測定

(イ) 吸光度 A 1

ロの抽出液二十ミリリットルを全量フラスコ（容量二十五ミリリットルのもの）に正確に計り取り、硫酸第二鉄アンモニウム溶液二ミリリットルを加えて振り混ぜ、チオシアン酸第二水銀エチルアルコール溶液二ミリリットルを加え、水で標線まで薄め、約十分間放置した後、吸収セルに移し、水を対照液として波長四百六十ナノメートル付近でその吸光度を測定したもの

(ロ) 吸光度 A 2

ロの抽出液二十ミリリットルを全量フラスコ（容量二十五ミリリットルのもの）に正確に計り取り、硫酸第二鉄アンモニウム溶液二ミリリットルを加えて振り混ぜ、水で標線まで薄め、約十分間放置した後、吸収セルに移し、水を対照液として波長四百六十ナノメートル付近でその吸光度を測定したもの

ホ (略) 検量線の作成

塩素イオン標準液一ミリリットルから十ミリリットルまでを全量フラスコ（容量二十五ミリリットルのもの）に段階的に採り、これに、それぞれ水を加えて約二十ミリリットルとした後、(三)のニの(イ)に規定する操作と同様の操作を行い、それぞれ吸光度を測定する。次に水二十ミリリットルを別の全量フラスコ（容量二十五ミリリットルのもの）に採ったものについて、これと同様の操作を行い、吸光度を測定し、これを試薬空試験値とし、塩素イオンの重量（溶液二十五ミリリットルに含まれるミリグラム数）と吸光度（試薬空試験値を差し引いたもの）との関係線を求めることにより検量線を作成する。

備考 (略)

別表第二

液ロ 1 ト B に合わせて振り混ぜ、静置した後、水層を先の全量フラスコに合わせ、純水で標線まで薄める（濁りがある場合は、ろ紙五種 B を用いてろ過した後、薄める。）。

ニハ (略) 吸光度の測定

(イ) 吸光度 A 1

ロの抽出液二十ミリリットルを全量フラスコ（容量二十五ミリリットルのもの）に正確に計り取り、硫酸第二鉄アンモニウム溶液二ミリリットルを加えて振り混ぜ、チオシアン酸第二水銀エチルアルコール溶液二ミリリットルを加え、純水で標線まで薄め、約十分間放置した後、吸収セルに移し、純水を対照液として波長四百六十ナノメートル付近でその吸光度を測定したもの

(ロ) 吸光度 A 2

ロの抽出液二十ミリリットルを全量フラスコ（容量二十五ミリリットルのもの）に正確に計り取り、硫酸第二鉄アンモニウム溶液二ミリリットルを加えて振り混ぜ、純水で標線まで薄め、約十分間放置した後、吸収セルに移し、純水を対照液として波長四百六十ナノメートル付近でその吸光度を測定したもの

ホ (略) 検量線の作成

塩素イオン標準液一ミリリットルから十ミリリットルまでを全量フラスコ（容量二十五ミリリットルのもの）に段階的に採り、これに、それぞれ純水を加えて約二十ミリリットルとした後、(三)のニの(イ)に規定する操作と同様の操作を行い、それぞれ吸光度を測定する。次に純水二十ミリリットルを別の全量フラスコ（容量二十五ミリリットルのもの）に採ったものについて、これと同様の操作を行い、吸光度を測定し、これを試薬空試験値とし、塩素イオンの重量（溶液二十五ミリリットルに含まれるミリグラム数）と吸光度（試薬空試験値を差し引いたもの）との関係線を求めることにより検量線を作成する。

備考 (略)

別表第二

(一) 試薬

イ 水(注一)
水約一・五リットルを分液ロート(容量二千ミリリットルのもの)に採り、ヘキサン約百ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置後水層を三角フラスコ(容量二千ミリリットルのもの)に移し、沸騰させてヘキサンを除去した後、蒸留フラスコに移して二回蒸留し冷却したもの又はこれと同程度に水中のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、一・一・一・トリクロロエタン及び一・一・二・トリクロロエタン(以下本表において「トリクロロエチレン等」という。)が除去されたもの(注二)

(二) 器具及び装置

ロ ヽ タ (略)
イ ヽ ハ (略)

ニ | マイクロシリンジ (略)
ホ | ガスクロマトグラフ (略)

(三) 試験操作

ハイ、ロ (略)
イ | 検液の調製 (略)
(イ) 汚泥及び水底土砂にあつては、あらかじめかくはん子

(一) 試薬

イ 水(注一)
蒸留水又はイオン交換水約一・五リットルを分液ロート(容量二千ミリリットルのもの)に採り、ヘキサン約百ミリリットルを加えて振り混ぜ、静置後水層を三角フラスコ(容量二千ミリリットルのもの)に移し、沸騰させてヘキサンを除去した後、蒸留フラスコに移して二回蒸留し冷却したもの又はこれと同程度に水中のトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、四塩化炭素、一・一・一・トリクロロエタン及び一・一・二・トリクロロエタン(以下本表において「トリクロロエチレン等」という。)が除去されたもの(注二)

(二) 器具及び装置

ロ ヽ タ (略)
イ ヽ ハ (略)

ニ | ガラス製注射筒 (略)
ホ | 容量二十ミリリットルのもの
ヘ | 容量二十五ミリリットルのもの
ト | 孔径一マイクロメートルのガラスファイバークロマトグラフ用ろ紙
チ | マイクロシリンジ (略)
リ | ガスクロマトグラフ (略)

(三) 試験操作

ハイ、ロ (略)
イ | 検液の調製 (略)
(イ) 汚泥及び水底土砂にあつては、あらかじめかくはん子

を入れた空げき容量既知（注十一）のねじ口付三角フラスコ（容量五百ミリリットルのもの）に、空げき容量（単位ミリリットル）に対し試料の固型分（単位グラム）（注十二）を重量体積比三パーセントの割合となるように採り、速やかに溶媒（水）を満たして密栓する。

(ロ) 汚泥を処分するために処理したものにあっては、あらかじめかかはん子を入れたねじ口付三角フラスコ（容量五百ミリリットルのもの）に、試料（単位グラム）と溶媒（水）（単位ミリリットル）とを重量体積比十パーセントの割合となるように採り（注十三）、速やかに密栓する。このとき、混合液が五百ミリリットル以上となるようにし、かつ、混合液に対するねじ口付三角フラスコ（容量五百ミリリットルのもの）のヘッドスペースができるだけ少なくなるようにする。

(イ) 又は（ロ）について、常温（おおむね摂氏二十度）に保ちマグネチックスターラーで四時間連続してかくはんする（注十四）。
(ニ) 十分から三十分程度静置後、混合液を正確に十ミリリットル分取し、これを検液とする。

二

検定操作

(イ) 検液を分取した共栓付試験管にヘキサシテニリリットルを加えて密栓し、十秒から二十秒程度激しく振り混ぜた後静置する。

(ロ) ヘキサシテニリ層の一部の一定量（例えば五マイクロリットル）をマイクロシリンジ（注十五）を用いて採り、直ちにガスクロマトグラフに注入し、ガスクロマトグラムを記録する。

(ハ) トリクロロエチレン等の保持時間に相当する位置のピークについて、ピーク高さ又はピーク面積を測定する（注十六）。

(ニ)・(ホ) (略)

を入れた空げき容量既知（注十一）のねじ口付三角フラスコ（容量五百ミリリットルのもの）に、空げき容量（単位ミリリットル）に対し試料の固型分（単位グラム）（注十二）を重量体積比三パーセントの割合となるように採り、速やかに溶媒（水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が七・八以上八・三以下となるようにしたもの）（注十三）を満たして密栓する。

(ロ) 汚泥を処分するために処理したものにあっては、あらかじめかかはん子を入れたねじ口付三角フラスコ（容量五百ミリリットルのもの）に、試料（単位グラム）と溶媒（水に水酸化ナトリウム又は塩酸を加え、水素イオン濃度指数が七・八以上八・三以下となるようにしたもの）（注十三）の割合となるように採り（注十四）、速やかに密栓する。このとき、混合液が五百ミリリットル以上となるようにし、かつ、混合液に対するねじ口付三角フラスコ（容量五百ミリリットルのもの）のヘッドスペースができるだけ少なくなるようにする。

(イ) 又は（ロ）について、常温（おおむね摂氏二十度）に保ちマグネチックスターラーで四時間連続してかくはんする（注十五）。

(ニ) 十分から三十分程度静置後、上澄み液約二十ミリリットルを、あらかじめ紙を装着したろ紙ホルダーを接続しておいたガラス製注射筒（容量二十ミリリットルのもの）の外筒に静かに採り、注射筒の内筒を押し、空気及び始めの数ミリリットルを排出し、次に共栓付試験管（容量二十五ミリリットルのもの）にろ液を正確に十ミリリットル分取し、これを検液とする（注十六）。

二

検定操作

(イ) 検液を分取した共栓付試験管にヘキサシテニリリットルを加えて密栓し、十秒から二十秒程度激しく振り混ぜた後静置する。

(ロ) ヘキサシテニリ層の一部の一定量（例えば五マイクロリットル）をマイクロシリンジ（注十七）を用いて採り、直ちにガスクロマトグラフに注入し、ガスクロマトグラムを記録する。

(ハ) トリクロロエチレン等の保持時間に相当する位置のピークについて、ピーク高さ又はピーク面積を測定する（注十八）。

(ニ)・(ホ) (略)

(注十一) ・ (注十二) (略)

(注十三) ・ (注十四) (略)

(四) 検量線の作成 (注十五) ・ (注十六) (略)

へキサン約八十ミリリットルを入れた全量フラスコ(容量百ミリリットルのもの)に混合標準液(注十七)を〇・五ミリリットルから十ミリリットルまで段階的に取り、へキサンを標線まで加える。この溶液を用いて(三)の(ロ)及び(ハ)の操作を行い、トリクロロエチレン等の量(ナノグラム)とピーク高さ又はピーク面積との関係線をそれぞれ作成する。検量線の作成は、試料測定時に行う。

備考 (注十七) (略)

(注十一) ・ (注十二) (略)

(注十三) ・ (注十四) (略)

(四) 検量線の作成 (注十七) ・ (注十八) (略)

へキサン約八十ミリリットルを入れた全量フラスコ(容量百ミリリットルのもの)に混合標準液(注十九)を〇・五ミリリットルから十ミリリットルまで段階的に取り、へキサンを標線まで加える。この溶液を用いて(三)の(ロ)及び(ハ)の操作を行い、トリクロロエチレン等の量(ナノグラム)とピーク高さ又はピーク面積との関係線をそれぞれ作成する。検量線の作成は、試料測定時に行う。

備考 (注十九) (略)

試験対象物質が一・一・二トリクロロエタンである場合には、ガラス製注射筒(容量五十ミリリットルのもの)及び共栓付試験管(容量五十ミリリットルのもの)を用い、上澄み液約五十ミリリットルからる液を正確に四十ミリリットル分取し、検液とする。

使用する水酸化ナトリウム及び塩酸は、ガスクロマトグラフに注入したときトリクロロエチレン等の保持時間に相当する位置にピークのな